

税務の話題②

電子帳簿保存法 [電子取引] の対応はできていますか! ?

経理事務の
お悩み・ご相談は
随時承っています!

本紙 2023 年 12 月号でもご案内した通り、令和 6 年 1 月から「宥恕規定」は無くなりました。
「猶予規定」での対応にせよ、電子データ保存についての対応はできていますか。

日頃お話しをしていると、
「やっぱり確認は紙! 紙がないと安心できない!」
「デジタル化する方が、時間がかかって面倒…」
というお声が、まだまだ多いです。

ただ一方で、「この書類って捨てちゃダメですか?」
「場所がなくてムリ!」というお声もよく聞きます。

「今」は紙が良い…でも「少し先」まで見据えると
紙は無い方が良い…ですよ。

と実感した時が「デジタル化」へ踏み出す時!
ではないかと思えます。

とはいえ、いきなり全てを変えるのは難しいはずです。
そこでまずは、義務となった [電子取引] から取り組んでみませんか。

電子取引とは?

電子取引とは、「取引情報の授受を電磁的方式により行う取引」のことをいいます。
電子メールやクラウドサービス、EDIシステムなどによる取引情報の授受がこれにあたります。

 電子メール 電子メールにより、 請求書や領収書などのデータを受領。	 ホームページ インターネットのホームページから、 請求書や領収書などのPDFをダウンロード。
 クラウドサービス クラウドサービスを利用し、 電子請求書や電子領収書を受領。	 カード クレジットカードや交通系ICカードの利用明細の クラウドサービスに記録し、請求書や領収書を受領。
 ペーパーレスFAX ペーパーレスFAXで、請求書や領収書 などのPDFファイルを受領。	 DVDなどの記録媒体 DVDなどの記録媒体により、 請求書や領収書などのデータを受領。
 EDIシステム EDIシステムの利用。	

弥生株式会社ホームページ「電子帳簿保存法お役立ち情報」より抜粋

**電子取引データを消さずに保存しつつ、税務調査など
の際に、電子取引データや電子取引データをプリント
アウトした書面を渡せるようにしておけばいいのか。**



国税庁「令和 6 年 1 月からの電子取引データの保存方法」(令和 5 年 11 月)より抜粋

正規の要件(「可視性の確保」「真实性の確保」)の
準備が整わない場合でも、データは
「必ず」残しておかなければなりません。
はい、残しておけば良いのですが…

必要な時だけとはいえ、“どこかに”残っているデータを探す時間はもったいない…(泣)

そこで! 紙を電子で保存する [スキャナ保存] への対応まで見据えて、
電子帳簿保存法に対応したサービスのご利用をお勧めしています。

(あくまで、弊所のお客さまを対象として、弊所との会計データ連携を考慮したうえでのご案内です。他サービスのご利用を否定するものではありません。
作業効率や書類の分量といった面からも、ご自身にあったサービスをご検討ください。)

 弥生株式会社 「スマート証憑管理」	弥生製品をご利用の方は無料。弊所にて会計処理を行っている方は、弊所経由でお申し込み(月額利用料がかかります)。
 株式会社 TKC 「証憑保存機能」	TKC の会計ソフトをご利用の方のみ。弊所にて利用設定を行うことで、すぐにご利用いただけます。

電子取引の代表 (!?) アマゾンの場合! この書類がインボイスです!

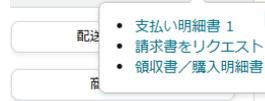
①アカウントサービスから
「注文履歴」をクリック

アカウントサービス



②各注文の右上にある
「領収書等」をクリック後
「支払明細書1」をクリック

注文番号 503-8225502-6516666
注文内容を表示 領収書等



一番下の
「領収書/購入明細書」
はインボイスでない
ので注意です!

品名	数量	単価	総額	税額	合計
商品A	1	¥100	¥100	¥10	¥110
商品B	2	¥200	¥400	¥40	¥440
合計			¥500	¥50	¥550

③適格請求書が表示されます(右図) この画面を PDF 等で保存します。
(適格請求書発行事業者以外からの購入の場合は「支払明細書」と表示されます。)